

# 熊谷市庁舎整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル 競争実施要領

## 1 目的

本要領は、熊谷市庁舎整備基本計画策定支援業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

## 2 業務等概要

### (1) 名称

熊谷市庁舎整備基本計画策定支援業務

### (2) 目的

熊谷市（以下「市」という。）は、埼玉県（以下「県」という。）と共同で整備を進める北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）に現本庁舎及び3つの分庁舎の本部機能を集約した新庁舎を移転整備する方向で検討を進めている。

本業務は、北部拠点に県との複合施設として新庁舎を整備するに当たり、「熊谷市庁舎整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を踏まえ、新庁舎の機能、規模等について検討を行い、基本設計に必要な諸条件を整理した基本計画の策定に必要な支援を受けることを目的とする。

### (3) 内容

別紙「熊谷市庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 予算額

業務等に要する費用の上限は、61,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく参加者名簿に登録されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に

実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) (1)の資格者名簿に未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書（様式9）

イ 使用印鑑届（様式10）

ウ 履歴事項全部証明書

エ 財務諸表

オ 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 業務経歴書

(7) 平成27年4月1日以降に、地方公共団体における庁舎整備等（延床面積が10,000㎡以上のものに限る。）に係る基本構想、基本計画策定等に関する業務を元請（JV等の場合は代表企業に限る）として受託した実績を有すること。

## 6 質問及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 送信後は、必ず総合政策部北部拠点整備推進室に電話し受信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限 令和7年4月9日（水）17時まで

(3) 提出先

総合政策部北部拠点整備推進室

電子メール：hokubukyoten アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。

(4) 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。

(5) 回答日 令和7年4月11日（金）

## 7 参加申込手続

(1) 一次審査の提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 提出書類

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ① 参加申込書（様式2-1）             | 1部 |
| ② 参加資格等確認申請書（様式2-2）        | 1部 |
| ③ 会社等概要整理表（様式3及び会社パンフレット等） | 1部 |
| ④ 業務実績調書（様式4）              | 1部 |
| ⑤ 管理技術者（総括責任者）実績調書（様式5-1）  | 1部 |
| ⑥ 担当技術者（業務責任者）実績調書（様式5-2）  | 1部 |
| ⑦ 照査技術者実績調書（様式5-3）         | 1部 |
| ⑧ 業務実施体制及び体制図（様式6）         | 1部 |
| ⑨ 見積書                      | 1部 |
| ⑩ 協力会社等調書（様式7）             | 1部 |
| ⑪ 以下に掲げる書類                 | 1部 |

(7) 業務実績調書に記載した業務の契約書の写し及び業務の内容を証する書類（テクリスの写し等）

(4) 業務実施体制調書に記載した各技術者の資格証明書の写し

(㊦) 各技術者の実績調書に記載した業務実績で、従事した経験を証する書類（テクリスの写し等）

※ 一部業務を協力会社に再委託する場合は、業務実施体制及び体制図に協力会社に再委託する業務と担当者、担当者が有する資格等を明記すること。また、資格証明書の写しを提出すること。

イ 提出期限 令和7年4月16日（水）17時まで

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

エ 提出先

総合政策部北部拠点整備推進室

電子メール：hokubukyoten アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。

※メールの受信要領は10メガバイトまでです。

これ以上になる場合は御相談ください。

## (2) 二次審査の提出書類

二次審査対象となった者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 提出書類

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ① 企画提案書表紙（様式8）            | 1部 |
| ② 業務実績調書（様式4）             | 1部 |
| ③ 管理技術者（総括責任者）実績調書（様式5-1） | 1部 |
| ④ 担当技術者（業務責任者）実績調書（様式5-2） | 1部 |
| ⑤ 照査技術者実績調書（様式5-3）        | 1部 |
| ⑥ 業務実施体制及び体制図（様式6）        | 1部 |
| ⑦ 企画提案書（任意様式）             | 1部 |
| ⑧ 業務工程表（任意様式）             | 1部 |
| ⑨ 見積書                     | 1部 |

※ 上記②～⑥の提出書類については、参加申込手続において提

出したものと同一の内容のものとする。

※ 企画提案書は、A4判で作成すること。

イ 提出期限 令和7年4月24日（木）17時まで

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

エ 提出先

総合政策部北部拠点整備推進室

電子メール：hokubukyoten アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。

※メールの受信要領は10メガバイトまでです。

これ以上になる場合は御相談ください。

## 8 審査方法

(1) 一次審査

ア 審査方法

「7 参加申込手続 (1)一次審査の提出書類 ア」に掲げる書類を総合政策部北部拠点整備推進室において審査し、4者以内の者を二次審査対象者として選出する。

(7) 期日

令和7年4月16日（水）

(4) 内容

参加資格の確認及び提出書類による書面審査

イ 評価方法

4者を超える場合は、次の評価採点基準による選考を実施する。

(7) 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	配点
提案事業者の参加資格(7)に該当する業務の実績	10点

配置予定管理技術者の参加資格(7)に該当する業務の実績	10点
担当技術者の参加資格(7)に該当する業務の実績	10点
実施体制	10点
提案価格（最低提案価格／提案価格）×10点	10点
合 計	50点

※上記採点は、一次審査にのみ適用する。

(i) 評価点の考え方

評価採点基準及び配点表による評価点が高点の場合、「提案事業者の参加資格(7)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。先の点も同点の場合、「配置予定管理技術者の参加資格(7)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。

(ii) 通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

(2) 二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷市庁舎整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

ア 審査方法

(i) 期日

令和7年5月2日（金）

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知する。

(ii) 場所

熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所

(iii) 持ち時間

各者40分以内

（準備5分、説明20分以内、委員からの質疑15分以内）

(e) 内容

審査当日は、原則として、提案書の内容についての説明は、提案書に記載されている管理技術者が行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、管理技術者以外でも可とする。

なお、パワーポイント（提案内容を要約したもの）の使用は可とするが、事前に提出した二次審査提出書類で示した内容からの追加資料（追加提案）は認めない。

(f) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め5名以内とする。

(g) その他

特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(7) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(i) 選定

合計の評価点で最高点を得た者を契約候補者として特定する。

なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、以下の順で選定する。

① 「基本計画策定支援に関する提案」、「市民合意形成支援に関する提案」、「その他の業務に関する提案」の合計点数が高い者を契約候補者とする。

② ①の点数も同点の場合は、見積書の額の低い者を契約候補者とする。

③ ①の点数及び②の額が同じ場合は、委員長を除く委員の投票による多数決で決定する。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員 1 人当たり）

審査項目	内容	審査基準	配点
業務実績・ 実施体制	類似業務の受注実績・業務 の実施体制	・類似業務に係る実績を有しており、 本業務の目的達成に有効であると認め られるか。 ・業務の遂行に必要な人員体制が確保 されており、各技術者間の役割の明確 さ、連携体制は十分期待できるか。	10
企画提案内容	基本計画策定支援に関する 提案	必要な検討事項の整理ができており、 実現可能性の高い適切な提案となっ ているか。	20
	市民合意形成支援に関する 提案		20
	その他の業務に関する提案		20
工程計画	工程計画の妥当性	適切な業務スケジュールが提案されて いるか。	10
提案価格	提案価格	提案価格（最低提案価格/提案価格） × 20点	20
計			100

(エ) 評価の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し点数を付す。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各者の提案価格を代入して得た点数の小数点以下を切り捨てた整数値とする。

(オ) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

(ア) パソコンは提案者が用意すること。（電源使用可）

(イ) スクリーン、プロジェクター及びレーザーポインターは市が用意する。

## 9 選定結果

### (1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

### (2) 通知時期

令和7年5月13日（火）

### (3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点

※ア以外の提案者の名称はABC標記とし、得点順に標記する。

エ 契約候補者の選定理由

※提案者が1者のみで契約候補者となった場合は、契約候補者の名称のみ公表とする。

## 10 契約締結

選定後、市は対象業務等について契約候補者と協議を行い、業務委託仕様書を作成する。契約候補者は改めて見積書を提出し、随意契約を締結する。

## 11 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があり、プロポーザル競争の契約の契約候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報は、選定後の公開とする。

## 12 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに企画課宛てに提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

成果品の著作権については、原則として市に帰属するものとする。ただし、提案内容に関し第三者に帰属する著作権等に抵触する可能性がある場合には、市と受注者の間で別途協議するものとする。

## 13 日程

令和7年4月	1日（火）	実施公告並びに参加申込及び質問開始
	4月 9日（水）	質問締切
	4月11日（金）	質問に対する回答
	4月16日（水）	参加申込及び一次審査提出書類締切

4月18日（金） 一次審査結果通知  
4月24日（木） 二次審査提出書類締切  
5月 2日（木） プレゼンテーション審査  
5月 9日（金） 選定委員会への報告  
5月13日（火） 選定結果通知

15 問合せ先

熊谷市総合政策部北部拠点整備推進室 担当 松岡、大木

電 話：048-524-1111 内線528

F A X：048-525-9222

E-mail：hokubukyoten アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。